

令和3年2月4日
財政局税務部課税企画課

市政記者各位

個人の市県民税の申告期限を1か月延長します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国において所得税等の確定申告期限が1か月延長されたことを踏まえ、本市においても市県民税の申告期限を1か月延長し、4月15日(木)まで受け付けます。

1 申告期間

(変更前) 令和3年2月16日(火) ～ 3月15日(月)
(変更後) ～ 4月15日(木)

2 申告先

各区役所課税課 (令和3年1月1日現在の住所地の区役所)

3 郵送による申告書の提出について

市県民税の申告書は、申告窓口の混雑緩和のため、郵送での提出について協力を依頼します。

また、申告書はホームページ上で作成することも可能です。

【個人市県民税の税額試算と申告書作成】

(URL) https://zeisim.e-civion.net/tax-project/tax/fukuoka_top.html

4 市県民税の申告が必要な方

令和2年中の所得がある方で、以下の条件のいずれにも該当しない方

- ① 所得税の確定申告をした方
- ② 令和2年中の合計所得金額が43万円(給与収入になおすと98万円)以下の方
- ③ 令和2年中の所得が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出された方
- ④ 令和2年中の所得が年金・恩給などの公的年金等のみで、医療費控除や社会保険料控除等がない方

5 市民からの問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号	FAX番号
東区 課税課 市民税係	645-1026	632-4970
博多区 課税課 市民税係	419-1027	476-5188
中央区 課税課 市民税係	718-1038	714-4231
南区 課税課 市民税係	559-5041	511-3652
城南区 課税課 市民税係	833-4032	841-2145
早良区 課税課 市民税係	833-4320	841-2185
西区 課税課 市民税係	895-7017	883-8565

【問い合わせ先】

財政局税務部課税企画課長 新門

(電話) 092-711-4209 内線 1620